

第 186 回国会における党首討論

企画調整室 長谷部 淳

1. はじめに

第 186 回国会（常会）の会期末を間近に控えた平成 26 年 6 月 11 日、国家基本政策委員会合同審査会（以下「党首討論」という。）が約半年ぶりに開かれた。党首討論は、内閣総理大臣と野党党首とが、国民の目の前において、その時々々の主要政策課題について双方向での討議を行おうとするもので、国会審議の活性化を目指す国会改革の一環として平成 12 年の常会（第 147 回）から実施され、今回で 60 回目の開会となった。小稿では、この党首討論の概要を紹介する¹。

なお、今回は、安倍晋三内閣総理大臣と、海江田万里民主党代表、石原慎太郎日本維新の会代表及び浅尾慶一郎みんなの党代表が討論を行った。

2. 討議の概要

（1）海江田代表の討議

海江田代表は、質疑時間の多くを集団的自衛権行使の憲法上の可否及び憲法解釈の見直しによって集団的自衛権行使を可とすることの是非の問題に充てた。

海江田代表は、まず、集団的自衛権の行使について、長年にわたる憲法解釈の積み重ねがあるため、この解釈を正面から否定して集団的自衛権の行使一般を容認する変更は許されないとする民主党ネクストキャビネットの決定を紹介した。次いで、政府・与党で検討している 15 項目の想定事例の一つ一つについて、従来の個別的自衛権で再定義することによって対応が可能であろう、警察権の行使によって十分対応が可能であろう、あるいは、これは無理である、などと精査をしている段階であるとして、集団的自衛権の行使に関する同党の取組を紹介した。

その上で、安倍総理による集団的自衛権の行使容認に向けた議論や手続の進め方には大反対であるとし、国民生活に大変大きな影響を与えるものであることから、しっかりと国会を通じて国民に説明をすべきであり、国会での議論を積み重ねるべきであると主張した。また、近く集団的自衛権の行使に関する閣議決定がなされるとの報道がある中であって、国民との議論、国民を代表する国会議員との議論もないと批判した。

そして、安倍総理が本当に集団的自衛権の行使を可能にしたいのであれば、国民の命を危うくし、暮らしを危うくする可能性がある問題だけに、正々堂々と憲法改正の発議をすべきではないか、なぜ総理は憲法改正の手続を取る必要がないと考えるのか、とただした。

これに対して、安倍総理は、まず、集団的自衛権の行使について民主党の立場が明らかでないとして批判した。その上で、現在の憲法解釈では、近隣諸国で紛争が生じたときに、そこから逃げようとする邦人を輸送する米国艦船を自衛隊が守るための行動を取れないとされているが、それでよいのか、この事態にどう対応すべきか、との問題提起を行った。そ

して、近年、アジア太平洋の安全保障上の状況は厳しさを増していることについて、南シナ海においては、正に力でもって現状を変更しようとする試みが続いていること、日本の上空においても他国籍の軍用機が自衛隊機に異常に接近するといった事態も起きていること、近隣国が日本をミサイルの射程に入れた核開発を行っていることを例として挙げた。こういう中で、政府としては、切れ目のない防衛を行い、かつ、同盟国との関係を強化して強いきずなによってしっかりと抑止力を利かせていく必要があるとの問題意識の下で検討を進めているところであり、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から出された報告書について、与党において真剣に議論しており、この議論の結果を受けて、政府としての立場を閣議決定するとの決意を表明した。ただし、閣議決定を行ったからといって直ちに自衛隊が行動できるわけではなく、法改正が必要であるため、当然、国会で審議することになると説明した。

また、今回の集団的自衛権の行使に係る憲法解釈の変更について議論する際、あるいは集団安全保障の議論においても、例えばイラク戦争等に自衛隊が戦争を目的として参加するようなことにはならないと明確に述べた。そして、今までの憲法の平和主義にのっとり今後の道を歩んでいくという基本を変える気持ちは全くないと主張した。

海江田代表は、総理が挙げた事例について、内閣法制局長官が現在の憲法解釈上できないと答弁しているのであれば、憲法そのものの改正を提案するのが正論ではないかと改めてたじた。

また、集団的自衛権を行使することによって、戦闘状況の下で、他国民のために自衛隊が血を流すことが想定されるということを総理の口から説明願いたいと迫った。

さらに、原油供給がストップすると国民生活に深刻な影響が出るので、その影響を止めるために自衛隊も武力行使を行うべきということは、原油のために自衛隊員に命を捨てるということかと疑問を呈した。自衛隊員は日本の国土と領海、領空を守るために犠牲をいとわぬ覚悟をしているが、これは、憲法を守り、日本の国民を守るために犠牲を恐れず戦うということであって、原油確保のために自衛隊員に犠牲を払ってくれと言えるのかと総理の見解を求めた。

これに対して、安倍総理は、日本国憲法の前文及び第 13 条に平和生存権、国民の幸福追求権があり、これを保障しなければならないという責任を政府が有する中で自衛隊が創設されたのであり、そこにおいて、必要最小限度の自衛権行使が認められた。国民の平和と命を守ることを願って作られた憲法が、前掲のような事態にあっても国民の命を守る責任を果たさなくてよいと規定しているとはどうしても思えないため議論をしていると訴えた。

また、安倍総理は、個別的自衛権を行使する際にも武力行使を伴うが、これには必要最小限度という歯止めが掛かっており、集団的自衛権に基づく武力行使についても、同じ歯止めが掛かっていると説明した。

さらに、例えばホルムズ海峡に機雷が敷設されて封鎖された際、機雷が排除されなければ、経済的なパニックが起き、特に日本は決定的な被害を受ける。国際法に反して非合法に敷設された機雷を安全のため排除することは、国際法上合法であり、この責任を日本が

果たさなくてよいのかと反論した。

続いて、海江田代表は、日米安全保障条約を取り上げた。安倍総理は同条約は片務的で米国のみが責任を負っているとも受け取れるような発言をしていたが、それは誤りであると指摘した上で、防衛白書には、同条約の第5条、第6条に基づき総合的にバランスの取れた義務を両国が負っているとの記述があり、同条約を誠実に守る義務が双方にあると強調した。また、安倍総理は、『この国を守る決意』という著書の中で、日本国民が米国のために血を流すような体制となって、初めて日米がイコールパートナーシップになるかのように記しているが、これを実現して総理は米国に何を言いたいのか、自由に靖国神社を参拝したいのか、あるいは、さきの太平洋戦争の問題についても一切の歴史をひっくり返そうとしているのではないかと、そうであれば、総理のそうした考え方こそが日本の安全保障にとって最大の問題であり、総理の存在が大きなりスクであると主張した。

これに対して、安倍総理は、日米安全保障条約は、1960年の改定により、双務性が保たれているのは事実であると述べた。また、オバマ大統領は先般来日した際、尖閣諸島を含め全ての日本の施政下にある領域について米国は防衛義務を果たすと明言したが、これこそ正に抑止力ということであり、そして、この発動に米軍の兵士が命を懸けることについて米国の世論が理解してくれていることが決定的に大切であり、安全保障同盟にはきずなが大切であることを強調した。

(2) 石原代表の討議

日本維新の会の石原代表は、自主憲法の制定、集団的自衛権の在り方等に関して、議論を展開した。

まず初めに、石原代表は、他のどの国の憲法も自主的に制定され、何度も自主的に改定されていることが世界の常識であるとして、安倍総理の見解を問うた。

安倍総理は、ドイツを始め多くの国々が、時代の要請に応じて憲法を改正しており、自由民主党も、21世紀にふさわしい憲法について、既に草案を取りまとめて公表している、今般、国民投票法の年齢要件等について議論されており、今後更に国民的な議論が深まっていくことを期待したいとの見解を表明した。

石原代表は、集団的自衛権について、日本をめぐる諸般の状況からして、やがてはその発動もあろうかと思うが、政府としては、過去の苦い経験を思い起こして、国益を損なうことのないよう努力してほしいと訴えた。その一例として湾岸戦争を挙げ、日本が戦費として130億ドルを支出したり、日本製の部品やコンピューターを米国に提供したりなどして戦争の勝利に大きな貢献をしたにもかかわらず、外交が拙劣であったためか、日本は戦争に参加せず血を流して戦わなかったとのそしりを受け、その代償としてペルシャ湾の掃海作業を行うこととなったと説明し、国益を実質的に損なうような集団的自衛権の行使は避けるべきと主張した。

また、石原代表は、集団的自衛権を行使するためには米国との情報の正確な共有が不可欠である一方、自主性も保つ必要があると述べた。具体的には、日本は、ミサイルでの空中戦闘の際に必要なとされる独自のGPSを保有していないが、自衛隊が確実な功績を上げ

るためにも絶対に必要な装置であり、日本独自のGPSを装備すべきであると主張した。

これに対し、安倍総理は、先般、防衛大綱を決定し、国家安全保障戦略も初めて策定したが、日本の国を我々自身で守るという基本的な考え方の下、しっかりと国民の命を守っていく、その際、当然、強い日米同盟を維持していくことも基本であると決意を表明した。

(3) 浅尾代表の討議

みんなの党の浅尾代表は、主に同党の経済政策に基づいて討議を行った。

浅尾代表は、まず、集团的自衛権行使の問題に関する議論について、しっかりと議論した上で期限を切って決めていくという政府の姿勢を評価した。そして、期限を切って決めていくという観点から、少額投資非課税制度（NISA）口座の投資上限額の引上げ、法人の実効税率の引下げ、「自由償却税制」の導入、支払配当の損金算入、所得税と社会保険料を一元的に徴収する歳入庁の創設等の具体的な提案を行い、政策を前に進めていくことが党の責務であるとの考え方を表明した。

安倍総理からは、デフレ時代の最大の問題点は、お金が滞留して動かなかったことであり、現在は「三本の矢」²でもって経済を活性化し、デフレから脱却しつつあると説明した。また、浅尾代表からの提言は傾聴に値し、基本的な方向性は共にできる建設的な提案であると評価した上で、一つ一つ精査して活用できるものは活用したいと述べた。

3. おわりに

党首討論の運営については、従来から「開かれる回数が少ない」「時間が短い」などの指摘が少なくない。今回の党首討論も、ようやく常会の会期終盤になって開かれたものであった。党首討論は、国会改革の一環として平成12年に導入され、国家の基本政策を論ずる場として、これまでの実績は評価されるべきものである。しかし、近年では、年に2～3回の開会回数で推移しており、せつかくの討論の機会が十分活用されているか、疑問が残る。第186回国会では、衆議院側において、自由民主党、民主党、日本維新の会、公明党、みんなの党、結いの党、新党改革の与野党7党が党首討論の月1回の定例化などで合意したが³、国会審議の活性化に資するためにも、まずは機会を確保した上で、討議時間の延長などの更なる工夫が求められよう。

(はせべ じゅん)

¹ 第186回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第1号（平26.6.11）

² 大胆な金融政策を第一の矢、機動的な財政政策を第二の矢、民間投資を喚起する成長戦略を第三の矢とする、安倍内閣の経済財政政策（内閣府ホームページ〈<http://www5.cao.go.jp/keizai1/abonomics/abonomics.html>〉）。

³ 『読売新聞』（平26.6.21）